

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を地域の交流施設等として10年以上有効に活用する取組（以下「空き家地域交流活動」という。）を行うための改修工事等を実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において萩市空き家地域活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に係る建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に存し、補助金の交付を申請する日において、居住の用に供されなくなった日からおおむね1年を経過していること。
- (2) 床面積の2分の1以上に相当する部分が居住の用に供されていたこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、地域コミュニティの促進を目的とする施設として活用するために、空き家の改修工事等を行う事業であって、改修後の建物を次の各号のいずれかの用途に供し、10年以上継続して活用するものとする。

- (1) 交流施設
- (2) 体験学習施設
- (3) 教育施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める用途の施設

2 前項の規定にかかわらず、営利活動（施設の維持管理に必要な範囲内で使用料等を収受するものを除く。）、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業は、補助対象としない。

(補助対象となる空き家)

第4条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木造であること。
- (2) 補助金の交付決定時において、改修工事に着手していないこと。
- (3) 実績報告の提出期限までに改修工事が完了するものであること。
- (4) 補助対象空家が、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。）外に存すること。

(5) 補助対象となる部位について、この要綱に基づく補助金以外の補助を受けていない又は受ける予定がないものであること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象空家の所有者として登記事項証明書に記載されている者（未登記の場合は、所有権を証する書類により確認できる者）

イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者の同意を得て補助対象空家を借り受け、補助対象事業を行う者

(2) 当該事業について、市又は国の広報等において事例として紹介されることに同意できる者（前号ウに該当する場合は、所有者の同意を得ていること。）

(3) 市税を滞納していない者

(4) 萩市暴力団排除条例（平成23年萩市条例第21号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

（権利関係者の同意）

第6条 補助対象者が補助対象空家の所有者等でない場合は、当該事業の実施について所有者等の同意を得なければならない。

2 所有者等が複数いる場合は、その全員の同意を得なければならない。

3 共有名義の場合は、共有者全員の同意を得なければならない。

4 補助対象空家の存する土地所有者が異なる場合は、当該土地所有者全員の同意を得なければならない。

（補助対象経費及び補助金額）

第7条 補助対象経費及び補助金額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

2 補助対象空家の改修工事等は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業所により施工されるものに限る。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長

が定める期間内に、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 補助対象空家及びその存する土地が記載された登記全部事項証明書又は固定資産名寄帳兼課税台帳等、所有権が確認できる書類の写し
- (5) 事業計画書（別記第2号様式）
- (6) 誓約書兼同意書(別記第2号の2様式)
- (7) 所有者等及び申請者が市税の滞納をしていないことが確認できる書類
- (8) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を行わない場合は、建築士事務所に所属する建築士が作成した耐震診断報告書（上部構造評点のうち最小の値が1.0以上のものに限る。）
- (9) 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類
- (10) 申請者が法人又は団体の場合は、法人・団体概要書
- (11) その他市長が必要と認める書類等
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、萩市空き家地域活用支援事業補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の審査は別表第2に基づき行う。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、合計点数が30点以上である空き家地域交流活動を行う者のうち、得点が高い者から順に予算の範囲内で決定するものとする。
- 4 前項の場合において同点の者がいる場合は、抽選により決定する。
- 5 市長は、類似した空き家地域交流活動が近接している等、事業の効果が十分に発揮できないと認めるときは、前2項の規定にかかわらず交付決定を行わないことができる。
- 6 市長は、第1項の決定に当たり条件を付すことができる。
（補助対象事業の変更等）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業若しくは補助対象工事の内容を変更し、

又は中止しようとするときは、速やかに萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定変更等承認申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当しない軽微な変更は提出を省略することができる。

(1) 補助金交付申請額の変更

(2) 補助対象事業の変更

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、補助金の交付の決定を変更し、又は中止し、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定変更等承認通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更を承認する場合において必要があるときは、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者は、改修事業の完了後、補助対象空家を地域の交流施設等として10年以上有効に活用すること。

(2) 申請者は、補助対象事業の開始日の翌年度から10年間、毎年5月末までに、前年度の当該補助対象事業の活動状況を記載した萩市空き家地域活用支援事業活用状況報告書（別記第13号様式）を、市長に報告すること。

(3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令を遵守すること。
空き家地域交流活動のために法令の許認可等が必要な場合は、必要な許認可等を得ること。

(5) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物は、第12条に定める実績報告までに、建築士事務所に所属する建築士による耐震診断を行い、上部構造評点のうち最小の値が1.0未満の場合は、最小の値を現状よりも向上させる耐震改修工事を行うこと。

(6) 補助対象年度の3月末まで（年度内に開始できない理由がある場合は、翌年度の9月末まで）に、空き家地域交流活動を開始すること。

(完了報告等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日（その日が萩市の休日に関する条例（平成17年萩市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに、萩市空き家地域活用支援事業補助金完了実績報告書（別

記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真(着工前、工事中及び工事完了後)
- (3) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (4) 補助対象空家の使用の開始を証明する書類
- (5) 補助対象工事のうち、耐震改修工事を行った場合は、建築士事務所に所属する建築士が作成した耐震補強計画計算書、耐震改修設計図、工事監理及び現場検査の報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類等
(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、萩市空き家地域活用支援事業補助金額確定通知書(別記第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、速やかに萩市空き家地域活用支援事業補助金交付請求書(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者が、前項の補助金を請求するに当たり、その受領を、補助対象工事を施工する建設業者等(以下「施工業者」という。)に委任する場合は、代理受領委任状(別記第10号様式)を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定に係る補助対象事業の事業期間内に、補助対象空家を第3条に規定する用途以外の用途に供した場合若しくは除却した場合又は補助対象

事業を廃業したとき。

(4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 前条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる補助金の額は、国、県その他関係機関との協議を踏まえ、市長が決定するものとする。

3 前項の規定に基づき補助金の全部若しくは一部の返還を求めるときは、萩市空き家地域活用支援事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還免除）

第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、補助対象者等から申出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害、疾病その他の自己都合によらず、やむを得ない事由があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表第1（第7条関係）

補助対象経費	市内の空き家を地域の交流施設等として10年以上有効に活用するために必要な改修に要する経費（消費税を除く。）
対象経費の内容	<p>対象となる改修は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事 (2) 電気、ガス、空調、通信等の設備の改修工事 (3) 屋根、外壁等の外装の改修工事 (4) 内壁、床、天井等の内装の改修工事 (5) 耐震改修工事（耐震診断に要する費用含む） (6) 空家の改修等により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費 (7) 家財の撤去又は廃棄に要する経費 (8) 周囲への安全を確保する上で、空家の改修等及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
補助率	2 / 3
補助限度額	300万円

別表第2（第9条関係）

	審査項目 (50点)	審査ポイント	配点
1	必要性 (10点)	地域のニーズに応じたものであり、申請者の事業実施が当該地域で必要とされているか。	5
		社会的な意義のある事業か。	5
2	公益性 (10点)	営利活動を主目的とする事業内容ではないか。	5
		交流施設等の利用者が限定されず、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか。	5
3	効果 (15点)	活動の内容は、地域の課題の解決、地域コミュニティの維持、再生及び活性化等事業の目的を達成することが期待できるものか。	10
		事業経費に見合った効果が期待できるか。	5
4	継続性 (10点)	活動の内容、財源の確保方法等は、10年以上の継続的な活動の実施が可能と見込まれるものか。	5
		申請者の熱意・やる気を感じられるか。 ※「実施体制」「活動計画」等で審査	5
5	独自性 (5点)	活動の内容は、新しいアイデアや地域の特性に応じた独自の視点及び工夫を盛り込んだものか。	5

別記第1号様式（第8条関係）

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

萩市空き家地域活用支援事業補助金の交付を受けたいので、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象空家の所在地		萩市
補助対象空家の状況	所有者名	
	所有者住所	
	種類	
	構造	
	建物延べ面積	m ²
	建築年月日	
改修予定箇所		
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象工事に要する費用		円
補助金申請額		円

添付書類 ※添付書類に☑のこと

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真（外観全景及び内部の写真）
- (4) 補助対象空家及びその存する土地が記載された登記全部事項証明書
又は固定資産名寄帳兼課税台帳等、所有権が確認できる書類の写し
- (5) 事業計画書（別記様式第2号）
- (6) 誓約書兼同意書（別記様式2号の2）
- (7) 所有者等及び申請者が市税の滞納をしていないことが確認できる
書類
- (8) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を
行わない場合は、建築士事務所に所属する建築士が作成した耐震診断
報告書（上部構造評点のうち最小の値が1.0以上のものに限る。）
- (9) 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類
- (10) 申請者が法人又は団体の場合は、法人・団体概要書
- (11) その他市長が必要と認める書類等

第2号の2様式（第8条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

萩市長 あて

私は、萩市空き家地域活用支援事業補助金の交付申請にあたり、下記の事項について該当しないこと及び事実と相違ないことを誓約します。

また、疑義がある場合は、萩市が萩警察署に情報を提供し、照会することに同意します。

なお、下記の内容に偽りがあることが判明した場合は、交付決定の取消しに同意するとともに、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を返還することを誓約します。

記

- 1 補助対象空家に共有者（相続人を含む。）がいる場合は、当該補助対象空家の改修について当該者全員の同意を得るとともに、当該者から異議があったときは、責任をもって解決します。
- 2 補助対象空家に所有権以外の権利を有する者がある場合は、当該補助対象空家の改修について当該者全員の同意を得るとともに、当該者から異議があったときは、責任をもって解決します。
- 3 補助対象空家の所有者と当該空家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合は、当該補助対象空家の改修について当該者全員の同意を得るとともに、当該者から異議があったときは、責任をもって解決します。
- 4 補助対象空家は、居住の用に供されなくなった日からおおむね1年を経過しています。
- 5 私は、暴力団員でなく、また暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。
- 6 当該補助金の交付申請にあたり、他の補助金等の交付を受けておらず、今後も受ける予定はありません。

申請者署名

第 号
年 月 日

様

萩市長

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家地域活用支援事業補助金については、次のとおり決定したので、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 補助対象空家の所在地

2 補助対象工事費 円

3 補助対象経費 円

4 補助金の交付決定額 金 円

5 交付条件

(1) この補助金は、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること。

ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

イ 中止するとき。

ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(3) 補助対象工事が完了したときは、完了の日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、萩市空き家地域活用支援事業補助金完了実績報告書（別記第7号様式）を提出すること。

(4) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象工事の執行状況について実地検査をすることがあること。

(5) 萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。

(6) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

萩市空き家地域活用支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった萩市空き家地域活用支援事業補助金の交付については、不交付の決定をしたので、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 不交付の理由

第5号様式（第10条関係）

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定変更等承認申請書

年 月 日

萩市長 あて

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により萩市空き家地域活用支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、次のとおりその内容を（変更・中止）したいので、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止	
補助対象空家の所在地	萩市	
（変更・中止）年月日	年 月 日	
（変更・中止）の理由		
変更の内容 （※変更の場合のみ）		
補助対象経費	変更前 円	変更後 円
補助金交付申請額	変更前 円	変更後 円

※関係書類（変更の場合のみ添付）

- 1 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- 2 変更見積書の写し（内訳を含む。）
- 3 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

萩市長

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった、萩市空き家地域活用支援事業補助金事業変更については、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

1. 決定内容

補助事業変更（中止）について、承認することを決定します。

既交付決定金額	円
変更交付決定金額	円
（変更理由）	

次の理由により、補助事業の変更（中止）をすることはできません。

（理由）

第7号様式（第12条関係）

萩市空き家地域活用支援事業補助金完了実績報告書

年 月 日

萩市長 あて

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により萩市空き家地域活用支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、萩市空き家地域活用支援事業補助金要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて実績報告をします。

なお、この報告書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
補助金精算額	円
補助対象工事期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日

添付書類 ※添付書類に☑のこと

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事写真（着工前、工事中及び工事完了後）
- (3) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (4) 補助対象空き家の使用の開始を証明する書類
- (5) 補助対象工事のうち、耐震改修工事を行った場合は、建築士事務所に所属する建築士が作成した耐震補強計画計算書、耐震改修設計図、工事監理及び現場検査の報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類等

第9号様式（第14条関係）

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付請求書

年 月 日

萩市長 あて

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付確定の通知のありました萩市空き家地域活用支援事業補助金について、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により請求します。

請求金額 _____ 円

【振込先】

金融機関名	支店名
預金種別	普通 ・ 総合 ・ 当座 ・ 貯蓄
口座番号	
※ フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は申請者と同入としてください。

※補助金の受領を施工業者へ委任される場合、振込先の記入は必要ありません。

第10号様式（第14条関係）

代理受領委任状

受任者（施工業者）

所在地

名称

代表者氏名

上記の者を代理人と定め、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者（交付決定者）

住所

氏名

（自署又は記名押印）

口座振込申出書

年 月 日

萩市会計管理者 あて

申出者（受任者）

所在地

名称

代表者名

上記萩市空き家地域活用支援事業補助金の受領については、下記金融機関の私の口座に振り込んでください。

金融機関名	支店名
預金種別	普通 ・ 総合 ・ 当座 ・ 貯蓄
口座番号	
※ フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人のフリガナは、必ず記入してください。

注) 受任者と口座振替申出者は、必ず同一となります。

第 号
年 月 日

様

萩市長

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した萩市空き家地域活用支援事業補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により通知します。

1 取消理由

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたため
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したため
- その他市長が不相当と認める理由が生じたため
(理由)

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 第 号

既交付決定額 円

既交付額 円

取消金額 円

第12号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長

萩市空き家地域活用支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付確定した萩市空き家地域活用支援事業補助金について、萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により返還請求します。

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還方法

4 返還理由

第13号様式（第11条関係）

萩市空き家地域活用支援事業活動状況報告書

年 月 日

萩市長 あて

交付決定者 住所
氏名
電話番号

萩市空き家地域活用支援事業補助金交付要綱第11条第1項第2号の規定に基づき、空き家地域交流活動の状況について下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付を受けた年度 年度

2 事業状況の報告内容

項目	内容
報告年度	年度（ 年目）
活動内容	
収支決算	
活動の効果	
その他	